

令和4年5月臨時会 提出議案の概要 (子ども青少年局)

1 一般会計補正予算

歳 出

件 名	金 額	概 要
子育て世帯生活支援特別給付金の支給	千円 2,818,000	国の経済対策等に伴う補正 低所得の子育て世帯の支援として、児童扶養手当 受給世帯や住民税非課税世帯等に、児童1人につ き5万円を支給
計	2,818,000	

167,000世帯

1人

2人

15300世帯

- ◎ 新型コロナウイルス感染症による影響が長期化する中で、食費等の物価高騰等に直面する低所得の子育て世帯に対し、特別給付金を支給することにより、その実情を踏まえた生活の支援を行う。

(1) 支給対象者

- ① 児童扶養手当受給者等（低所得のひとり親世帯）
- ② ①以外の令和4年度分の住民税均等割が非課税の子育て世帯
（その他低所得の子育て世帯）
※②の対象となる児童の範囲は①と同じ
（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（障害児の場合は20歳未満））

特別支援学校

(3) 実施全体

低所得のひとり親世帯：都道府県、市（特別区を含む）
及び福祉事務所設置町村
その他低所得の子育て世帯：市町村（特別区を含む）

(5) 予算額

2,043億円（事業費1,889億円、事務費154億円）
※令和4年度新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金

(6) スケジュール

① 低所得のひとり親世帯：令和4年4月分の児童扶養手当受給者について、可能な限り6月までに支給（申請不要）
※ 直近で収入が減少した世帯等についても、可能な限り速やかに支給（要申請）

② その他低所得の子育て世帯：令和4年4月分の児童手当又は特別児童扶養手当の受給者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者について、課税情報か判明したのち、可能な限り速やかに支給（申請不要）
※上記以外の者のうち、対象児童を養育する者で、令和4年度分の住民税均等割が非課税である者（例：高校生のみ養育世帯）や直近で収入が減収した世帯等についても、可能な限り速やかに支給（要申請）

(2) 給付額

児童一人当たり一律5万円

(4) 費用

全額国庫負担（10/10）
※ 実施に係る事務費についても全額国庫負担